

平成 26 年度

農林水産省

食品産業グローバル展開インフラ整備委託  
事業のうち食品規格等準備調査（ロシア）

報告書

平成 27 年 3 月

アイ・シー・ネット株式会社

## 目次

I	食品関連規格基準等調査	3
I-1	食品関連法規の枠組み及び個々の法規の概要	3
I-1-(1)	国際協定	3
I-1-(2)	地域協定	3
I-1-(3)	国内の規定	6
I-1-(4)	国家標準規格（GOST）	8
I-2	ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規	8
I-2-(1)	食品の安全性に関する法規の具体的内容	9
I-2-(2)	食品の包装に関する法規の具体的内容	11
I-2-(3)	食品添加物に関する法規の具体的内容	12
I-2-(4)	食品表示に関する法規の具体的内容	14
I-3	ロシア向け輸出重点品目（調味料類、レトルト食品、めん類、健康食品、乳・乳製品及びアルコール飲料）に関連する規格の具体的内容	15
I-3-1	調味料類	16
I-3-2	レトルト食品	17
I-3-3	めん類	18
I-3-4	健康食品	18
I-3-5	牛乳・乳製品	20
I-3-6	アルコール飲料	23
II	日本産品に係る輸出手続き等	27
II-1	輸出に関する手続き	27
II-1-(1)	輸出ルート、通関手続き及び申告について	27
II-1-(2)	EAC マーク認証制度	33
II-1-(3)	現地インポーターの現状について	37
II-2	流通・販路拡大に関する現状と手続き	37
II-2-(1)	主要な小売・卸業者等、業界構造と流通ルートについて	37
II-2-(2)	流通マージン等の商習慣について	38
II-2-(3)	低温物流、冷凍物流の現状について	39
II-3	拠点設立に関する現状と手続き	39
II-3-(1)	外資に対する投資規制について	39
II-3-(2)	登録申請手続きについて	39
II-4	ロシアにおける食品に関する購買行動	40
II-4(1)	食文化、食品購買状況について	40

II-4 (2) 日本産品に対する意識等について .....	41
添付資料 .....	46

---

## I 食品関連規格基準等調査

### I-1. 食品関連法規の枠組み及び個々の法規の概要

ロシアにおける食品関連法規の枠組みを理解するためには、次のレベルでどのような規定があるかについて理解することが必要である。

- (1)国際協定
- (2)地域協定
- (3)国内の規定
  - a)連邦法 (Federal Laws)
  - b)連邦政府文書 (農産品の生産と貿易に関連するもの)
- (4)国家標準規格 (GOST)

#### I-1-(1) 国際協定

2011年12月16日にジュネーブにて開催された世界貿易機関(WTO)公式閣僚会議において、ロシアのWTO加盟が承認された。2012年7月23日、ロシア政府はWTO事務局に対しWTO加盟の批准手続きが完了したと正式に通知、8月22日にロシアは156番目のWTO加盟国となった。そのため、WTO/SPS協定の定めている国際基準である国際食品規格委員会(Codex Alimentarius Commission CAC)、国際植物防疫条約(International Plant Protection Convention IPPC)、及び国際獣疫事務局(L'Office international des epizooties OIE)の定める科学的な基準に基づく国内法制度を導入する義務を負っている。ロシアはWTO加盟交渉の際に、国内基準をこれらの国際基準に適合させることを約束しており、国内法、例えば「食品の品質と安全性に関する連邦法」においても、その第2条において、国内法と、ロシアが加盟している国際条約の間に食い違いが見られた場合には、国際条約の規定が優先することとされている。

#### I-1-(2) 地域協定

ロシアは、2010年1月に発足したユーラシア関税同盟(またはロシア・ベラルーシ・カザフスタン3か国関税同盟)の構成国である。関税同盟発足を契機に、商品、サービス、資本、労働力の移動の自由化実現に向けた経済統合が進むこととなっている。規格認証の分野では、関税同盟内で統一的に適用される関税同盟技術基準が段階的に制定されている。技術基準は以下の目的で適用される：

- ・ 国民の生命と健康、個人と法人の財産の保護
- ・ 環境保護

- ・ 購買者（消費者）を混乱させる行為の予防
- ・ エネルギー効率の確保

2015年3月15日の段階で34分野の技術規準が採択されている<sup>1</sup>。そのうち下表に示す11の技術規準が食品の安全性・規格に関するものである<sup>2</sup>。

名称	発効年月日	番号
包装に関する関税同盟技術規準(2011年8月)	2012/6/1	TPTC005/2011
子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規準(2011年9月)	2012/6/1	TPTC007/2011
穀物の安全性に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC015/2011
食品の安全性に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC021/2012
食品の安全性に関する関税同盟技術規準(食品表示)(2011年12月)	2013/6/1	TPTC022/2011
果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC023/2011
油脂食品に関する関税同盟技術規準(2011年12月)	2013/6/1	TPTC024/2011
栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準(2012年6月)	2013/6/1	TPTC027/2012
食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準(2012年6月)	2013/6/1	TPTC029/2012
乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準(2013年10月)	2014/5/1	TPTC033/2013
肉及び肉製品の安全性に関する関税同盟技術基準(2013年10月)	2014/5/1	TPTC034/2013

技術規準は、ロシア連邦が締結する国際協定（関税同盟規則）あるいはロシア国内法（国内規則）により策定される。

関税同盟規則の所管官庁は2012年以降段階的にユーラシア経済委員会に移行されるよう

<sup>1</sup> 以下のサイトから入手可能：

- ・ 関税同盟委員会の公式サイト：  
<http://tsouz.ru/db/techreglam/Pages/technicalreglament.aspx>
- ・ GOSTの公式サイト：  
[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/GOSTRU/directions/TechnicalRegulation/TechnicalRegulationses](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/GOSTRU/directions/TechnicalRegulation/TechnicalRegulationses)
- ・ ユーラシア委員会（Eurasian Commission）の公式サイト：  
<http://www.eurasiancommission.org/ru/act/teknreg/deptexreg/tr/Pages/TRVsily.aspx>

<sup>2</sup> 規準につけられているTPTCはロシア語（キリル文字）で関税同盟技術規準の頭文字を並べたもので、ローマ字ではTRTSに相当する。

になっている。近年、ロシアは、国内規則の採択をやめ、関税同盟規則を採用する方針をとっている。更に、「ユーラシア経済連合の技術規準の対象と重複する規制対象への国内規則の効力停止について」（2010年9月20日付関税同盟委員会決定384号）により、関税同盟技術規準が適用される規制対象品目への国内規制の適用が停止されている一方で、関税同盟規準が採択されていない規制対象品目には国内技術規則が適用されることに注意する必要がある。

上に挙げた関税同盟技術規準は、現在のロシアにおいて、食品衛生・食品規格の分野において直接的な法的効力を持っている。第II章で述べる、EACマーク認証による認証制度はこの関税同盟技術規準を基にしている、これらの技術規準は、すべての食品に横断的に適用される基本的な規準（上の表で網掛けをしたもの）と個別の食品（個別の食品グループ）に適用される規準に分けられる：

#### 横断的な規準

- ① 包装の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC005/2011）
- ② 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC021/2011）」
- ③ 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（食品表示）（TPTC022/2011）
- ④ 食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準（TPTC029/2012）

これらの技術規準は現在のロシアの食品安全に関する最も重要な法的規則となっている。詳しくは、「I-2. ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規」で述べることにする。

#### 個別の食品グループに適用される規準

- ア. 子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC007/2011）
- イ. 穀物の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC015/2011）
- ウ. 果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準（TPTC023/2011）
- エ. 油脂食品に関する関税同盟技術規準（TPTC024/2011）
- オ. 栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC027/2012）
- カ. 乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC033/2013）
- キ. 肉及び肉製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC034/2013）

「栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC027/2012）」と「乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC033/2013）」については、「I-3. ロシア向け輸出重点品目に関連する規格の具体的内容」で詳しく説明す

ることとする。

### I-1-(3)国内の規定

#### a)連邦法 (Federal Laws)

連邦法とは、ロシア連邦の下院および上院で承認され、かつ、大統領によって署名されたものであって、ロシア連邦の権限およびロシア連邦と地方の共同権限に基づいて、特定の問題を規制する優越的な法的権限を有する規則である。

連邦消費者権利保護・福利監督局 (Federal Consumer Rights Protection and Human Health Control Service、“Deralebnadzor”) はロシアにおいて、国民の衛生、疫学的健康、および、消費者の権利保護の分野において統制と監督を行っている。以前は、保健・社会発展省に属していたが、現在は連邦政府直属の独立した機関となっている。

ロシアにおいては、食品分野では、次の4つの連邦法が重要である。これらの連邦法は連邦消費者権利保護・福利監督局の公式サイトよりダウンロードできる (ロシア語)。<sup>3</sup>

名称	内容
2000年1月2日付連邦法第29-FZ号「食品の品質と安全性に関する連邦法」(Federal Law on the Quality and Safety of Food Products)	食品の品質と安全性の確保の分野における国家管理 (新たな食品の国家への登録、関連規格の順守の確認など)、ならびに、食品の品質と安全性の確保のための一般的要求事項を定めている。
1999年3月30日付連邦法第52-FZ号「国民の衛生・疫学面での厚生について連邦法」(Federal Law on the Sanitary and Epidemiological Welfare of the Population)	輸入製品を含め、製品の衛生と疫学面における一般的要求事項、衛生と疫学に関する管理のための一般的規則およびそれぞれの要求事項に違反した場合の責任を定めている。
1992年2月7日付法律第2300-1号「消費者の権利保護についての連邦法」(Federal Law on Consumers' Rights Protection)	取得された製品または提供されたサービスの品質および安全性に関連する消費者の権利、かかる権利の行使のための仕組みを定めている。
2002年12月27日付連邦法第184-FZ号「技	技術基準に関する原則、ならびに適用され

3

[http://rospotrebnadzor.ru/documents/documents.php?arrFilter\\_ff%5BNAME%5D=&arrFilter\\_pf%5BVID\\_DOC%5D=115&arrFilter\\_pf%5BNUM\\_DOC%5D=&arrFilter\\_pf%5BGOD%5D%5BLEFT%5D=&arrFilter\\_pf%5BGOD%5D%5BRIGHT%5D=&set\\_filter=%CD%E0%E9%F2%E8&set\\_filter=Y](http://rospotrebnadzor.ru/documents/documents.php?arrFilter_ff%5BNAME%5D=&arrFilter_pf%5BVID_DOC%5D=115&arrFilter_pf%5BNUM_DOC%5D=&arrFilter_pf%5BGOD%5D%5BLEFT%5D=&arrFilter_pf%5BGOD%5D%5BRIGHT%5D=&set_filter=%CD%E0%E9%F2%E8&set_filter=Y)

術基準に関する連邦法」 (Federal Law on Technical Regulation)	る規格と技術規則を順守していることに対する義務的および自主的な確認に関する基本的規則を定めている。さらに、証明機関の認定に関する基本的規則を定めている
---	---

更に、次の4つの品目に関する技術規準(Technical Regulation:TR) を定めた連邦法が定められた。

- i. 果物・野菜果汁に関する技術規則 (2008年10月27日付連邦法178号)<sup>4</sup>
- ii. 油脂製品に関する技術規則 (2008年6月24日付連邦法90号)<sup>5</sup>
- iii. 子供及び青年を対象とした食品の安全性に関する技術規則 (2009年4月7日付連邦法307号)<sup>6</sup>
- iv. エチルアルコール、スピリッツ、アルコール飲料の生産、取扱いの国家規則に関する連邦法(1995年11月22日付連邦法171号等)<sup>7</sup>

このうち、i から iii は、対応する関税同盟技術規準 (果物・野菜果汁に関する関税同盟技術規準 (TPTC023/2011)、油脂食品に関する関税同盟技術規準 (TPTC024/2011)、子供・未成年向け食品の安全性に関する関税同盟技術規準 (TPTC007/2011)) が発効したことにより、移行期間を経て2015年2月15日に廃止されている。

#### b)連邦政府文書 (政令)

ロシア連邦の憲法の規定、連邦法、および、ロシア連邦大統領の政令の規定を実施するために採択された規則であって、ロシア連邦政府議長 (=首相) が署名したもの。この中では、強制認証の対象となる製品のリストを定めている2009年12月9日付連邦政府決定第982号「強制認証の対象となる商品、役務・サービスのリストの承認について」

<sup>4</sup>Технический регламент на соковую продукцию из фруктов и овощей  
[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21572](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21572)

<sup>5</sup> Технический регламент на масложировую продукцию  
[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21575](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%24%24%21%21575)

<sup>6</sup>Технический регламент о безопасности продукции, предназначенной для детей и подростков  
[http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM\\_GLOBAL\\_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%21%21%24%24570](http://www.gost.ru/wps/portal/pages/directions/techreg?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/gost/gostru/directions/technicalregulation/technicalregulationses/%21%21%24%24570)

<sup>7</sup>ФЕДЕРАЛЬНЫЙ ЗАКОН О ГОСУДАРСТВЕННОМ РЕГУЛИРОВАНИИ ПРОИЗВОДСТВА И ОБОРОТА ЭТИЛОВОГО СПИРТА, АЛКОГОЛЬНОЙ И СПИРТСОДЕРЖАЩЕЙ ПРОДУКЦИИ И ОБ ОГРАНИЧЕНИИ ПОТРЕБЛЕНИЯ (РАСПИТИЯ) АЛКОГОЛЬНОЙ ПРОДУКЦИИ  
<http://mpt.tatarstan.ru/eng/info.php?id=492585>



(Government Resolution #982 of December 2009 “on Approval of the Unified List of Products subject to Mandatory Certification and the Unified List of Products for which the Certification of Conformity is made in the Form of a Declaration of Conformity.) が重要である。この連邦政府決定はロシア連邦政府令 2013 年 10 月 4 日 870 号で改正され、多くの項目がこのリストから外されている。

これらの文書は下記のサイトから入手できる（ロシア語）。

2009 年 12 月 9 日付連邦政府決定第 982 号：<http://docs.cntd.ru/document/902189451>

2013 年 10 月 4 日付連邦政府令決定第 870 号 <http://docs.cntd.ru/document/499049345>

#### I-1-(4) 国家標準規格（GOST）

GOST 規格とはソ連、ロシアを含む独立国家共同体で使用されている標準規格である。元々はソ連において国家主導で制定された標準規格であったが、ソ連崩壊後もロシアとソビエト加盟国の間で使用されており、現在では独立国家共同体の加盟国での標準規格として機能している。

独立国家共同体の加盟国同士でも差異がありロシア一国に限定した場合は GOST-R 規格と呼ばれる。ロシアでは、流通する際に品質と安全性が「国家標準規格（GOST-R : GOSSTANDART of RUSSIA）」に適合していることを証明すべき品目がある。ロシア向けに輸出をする場合には、輸入通関時に適合証明の提示が求められるため、これらの証明は事前を取得することが必要である。また、商品の然るべき部分に規格番号を印刷、表示することが義務付けられている。

GOST 規格は以下のサイト（ロシア語）で検索できる。

<http://www.gostbaza.ru/>

更に、GOST 規格の英訳は以下のサイトで検索できる。

<http://gostperevod.com/gost>

これらのサイトには、4000 を超える GOST 規格が載っている。GOST 規格には当該商品の技術的な規格（仕様）を定めたものの他にも、技術用語の定義を定めたもの、特定の物質の測定法を定めたもの等様々なものがある。上に述べたように、関税同盟技術規則の導入が進み、GOST 規格との置き換えが進んでいるところである。

#### I-2. ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規

先にも述べたように、ロシアの食品安全性・規格に関する一般法規は下に挙げる関税同盟

の技術規準に基づいている。

- 包装の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC005/2011）
- 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（ TPTC021/2011）」
- 食品の安全性に関する関税同盟技術規準（食品表示）（TPTC022/2011）
- 食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準（TPTC029/2012）

#### I-2-(1) 食品の安全性に関する法規の具体的内容

食品の安全性に関する法規としては、2011年12月の「食品の安全性に関する関税同盟技術規準（TPTC021/2012）」が2013年6月1日に発効して以来、最も基本的な法規となっている。

この技術規準の目的は、人間の生命・健康の保護、消費者の間違いの防止、環境保護を目的としており（第2条）、以下の40の条項と10の付属文書からなっている。

第1条：適用範囲

第2条：目的

第3条：技術規準の適用の対象

第4条：定義

第5条：市場に流通させるための規則

第6条：関税同盟の技術規準を適用するに当たっての食品の同定

第7条：食品の安全性に関しての基本的な必要事項

第8条：特殊な食品の安全性に関する必要事項

第9条：清涼飲料水の安全性に関する必要事項

第10条：食品の製造、貯蔵、輸送、販売の過程における安全性の確保

第11条：食品の製造過程における安全性の確保のための必要事項

第12条：食品の製造に用いる水についての必要事項

第13条：食品の製造に用いる原料の安全性についての必要事項

第14条：食品の製造のために用いる場所についての必要事項

第15条：食品の製造のために用いる道具についての必要事項

第16条：食品の製造の際に生じる廃棄物の隔離と保存についての必要事項

第17条：食品の貯蔵、輸送、販売の過程における必要事項

第18条：食品の使用の過程における必要事項

第19条：動物由来の未加工食品の受領過程における必要事項

第20条：食品が安全に関する必要事項に合致していることに対する保証

第21条：食品及びその製造、貯蔵、輸送、販売、使用時の必要事項適合に関する評価の方式

第22条：食品の必要事項適合の評価の申請人

第23条：必要事項に合致していることの宣言

第24条：特殊な食品の政府による登録（子供向けの食品、健康食品、運動選手向けの食品、生物活性のある添加物）

第25条：特殊な食品の政府への登録のための手続き

第26条：特殊な食品の統一リスト

第27条：新しいタイプの食品の政府による登録（遺伝子組み換え食品等）

第28条：新しいタイプの食品の政府による登録のための手続き

第29条：新しいタイプの食品の統一リスト

第30条：獣医・衛生に関する専門家鑑定

第31条：生産物の政府登録

第32条：政府登録を必要とする生産物

第33条：生産物の政府登録の申請

第34条：生産物の政府登録の申請に必要な書類

第35条：生産物の政府登録の申請者に関する情報の変更の手続き

第36条：政府登録を必要とする生産物の統一リスト

第37条：製造された食品の登録

第38条：本技術基準の定めた必要事項遵守のための政府による管理

第39条：食品の表示に関する必要事項（表示の技術基準及び個別の基準）

第40条：調製規定

付属文書1：微生物に関する安全性基準（病原菌：サルモネラ、リステリア、エンテロバクター等）

付属文書2：微生物に関する安全性基準（肉・肉製品、魚・魚製品、穀物・粉・パン、砂糖・菓子類、果実・野菜、油脂、飲料、その他の食品、生物活性を持った食品添加物、妊娠中・授乳中の女性向け食品、幼年期の子供用の食品、その他）

付属文書3：食品の安全基準（重金属、農薬）（肉・肉製品、乳・乳製品、魚、穀物・粉・パン、砂糖・菓子類、果実・野菜、油脂、飲料、その他の食品、生物活性を持った食品添加物、妊娠中・授乳中の女性向け食品、子供用の食品）

付属文書4：放射性元素セシウム137とストロンチウム90の許容量

付属文書5：動物由来の未加工の原材料のための必要事項

付属文書6：魚類、甲殻類、両生類、爬虫類及びそれらの加工品の安全性のための寄生生物の指標

付属文書7：生物活性を有する食品添加物として使用する、植物とその加工品、動物由来の

物質、微生物、キノコ、生物活性物質の一覧表

付属文書 8： 3 歳から 14 歳までの子供の飲料の生産に使う生物活性のある添加物として使用する、あるいは幼児のための薬草茶として使う植物材料の種類

付属文書 9： 子供向け食品の製造のために用いる、ビタミン及びミネラル塩

付属文書 10： 子供向けの食品の生産に使われる食品材料の生産のために使用が禁止されている農薬

これによると、第 7 条第 2 項の規定により、食品の安全性を示す指標は付属文書の 1 から 6 により定められている。同じく第 7 条第 7 項及び第 8 項の規定により、食品の包装、添加物に関しては関税同盟の規準によること、一方、遺伝子組み換え食品については国内法が定めるところに従うべきとされている。

注意を要するのは、ロシアにおいては、子供向け、婦人向け、運動選手向けに特別の安全性指標が定められていることである。また、第 24 条の規定により子供向けの食品、健康食品、運動選手向けの食品、生物活性のある添加物は政府への登録が義務付けられている。更に、第 27 条の規定により、遺伝子組み食品の登録も義務付けられている。

食品の表示については、第 39 条により、食品の表示に関する関税同盟技術規準及び、個別の関税同盟技術規準に従うこととされている。

#### I-2-(2) 食品の包装に関する法規の具体的内容

食品の包装の安全性に関する法規としては、2011 年 8 月の「包装に関する関税同盟技術規準 (TPTC021/20121)」が 2012 年 6 月 1 日に発効し、最も基本的な法規となっている。この技術規準は、以下の 9 の条文と 4 の付属文書からなっている。

第 1 条：適用範囲

第 2 条：定義

第 3 条：市場に流通させるための規則

第 4 条：食品の安全に関する必要事項適合に対する保証

第 5 条：安全性についての必要事項

第 6 条：包装につける表示についての規則

第 7 条：適合の確認

第 8 条：関税同盟加盟国の市場での食品の流通における単一の名称の表示

第 9 条：調製規定

付属文書 1：食品と接触する包装材を構成する物質の衛生安全性指標と基準

付属文書 2：包装材の分析の際に使用するモデル薬剤の一覧表

付属文書 3：包装資材を表す番号、アルファベット、記号

付属文書 4：包装の表示につけるマーク（食品につけるマーク）

この技術規準の第 1 条によると、この技術基準はすべての種類の包装について適用されることとなっている。

梱包材表面には下のようなマークをつけることが定められている。



食料品類



化粧品類



その他

#### I-2-(3) 食品添加物に関する法規の具体的内容

食品添加物に関しては、「食品添加物、香料に関する関税同盟技術法規準 (TR TS 029/2012<sup>8</sup>)」が最も基本的な法規となっている。この関税同盟技術規準は 2012 年 7 月 12 日にユーラシア経済委員会理事会 (Council of the Eurasian Economic Commission) において採択され、2013 年 7 月 1 日に発効している。この技術規準は本文 12 条と 24 の付属文書からできており、その概要は以下のようになっている。

第 1 条：適用範囲

第 2 条：目的

第 3 条：技術規準の適用の対象

第 4 条：定義

第 5 条：市場における流通の規則

第 6 条：適用する規則の決定

第 7 条：食品添加物の安全性に及びその使用についての必要事項

---

<sup>8</sup> この文書の仮訳は USDA Foreign Agricultural Service のホームページより入手できる。

[http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Customs%20Union%20Technical%20Regulation%20on%20Food%20Additives\\_Moscow\\_Russian%20Federation\\_6-25-2013.pdf](http://gain.fas.usda.gov/Recent%20GAIN%20Publications/Customs%20Union%20Technical%20Regulation%20on%20Food%20Additives_Moscow_Russian%20Federation_6-25-2013.pdf)

- 第 8 条：食品添加物の製造過程、保存、輸送、販売、処分の際の必要事項  
第 9 条：食品添加物の表示に関しての必要事項  
第 10 条：規則の遵守に関するアセスメント  
第 11 条：関税同盟加盟国の市場での食品の流通における単一の名称の表示  
第 12 条：調製規定

付属文書 1：香料に関する安全性の要求

付属文書 2：食品の製造に使用が許されている食品添加物のリスト

付属文書 3：固化防止剤（Anti-Caking Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 4：酸化防止剤（Antioxidants）の使用に際しての衛生基準

付属文書 5：小麦粉処理物質（Flour Processing Substances）の使用に際しての衛生基準

付属文書 6：ツヤ出し剤（Glazing Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 7：酸及び酸度調整剤（Acids and Acidity Regulators）の使用に際しての衛生基準

付属文書 8：食品保存剤（Preserving Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 9：発色剤（Coloring Agents）を使用して製造してはならない食品

付属文書 10：ある種の発色剤（Coloring Agents）を使用して製造することが許されている食品

付属文書 11：発色剤（Coloring Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 12：保持剤（Carrying Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 13：甘味剤（Sweetening Agents）の使用に際しての衛生基準

付属文書 14：スプレー用高圧ガス（Propellant）と包装用のガスの使用に関する衛生基準

付属文書 15：安定剤（Stabilizer）、乳化剤（Emulsifier）、つめくさ、充填材（Fillers, and Thickeners）の使用に関する衛生基準

付属文書 16：旨味、芳香増進剤（Taste and Flavor Enhancers）の使用に関する衛生基準

付属文書 17：色素保持剤・安定剤（Color Retention (Stabilization) Agents）の使用に関する衛生基準

付属文書 18：技術規準に従って利用されている食品添加物のリストとその許容レベルの両方が定まっている食品

付属文書 19：食品の芳香増進のために使用が許されている芳香物質のリスト

付属文書 20：植物由来の物質あるいは植物由来の芳香物質を基にした生物活性のある物質の許容レベル

付属文書 21：浄化あるいは濾過のための材料、凝集剤（Flocculants）、溶剤の使用に関する衛生基準

付属文書 22：触媒の使用に関する衛生基準

付属文書 23：抽出及び技術的な用途に使う溶剤の使用に関する衛生基準

付属文書 24：酵母栄養物（栄養成分）の使用に関する衛生基準

付属文書 25：他の技術的な機能を有する補助物質の使用に関する衛生基準

付属文書 26：食品生産に使用が許される酵素調整品

付属文書 27：食品製造に使用が許される酵母調整品の保持のための補助物質（保持物質）

付属文書 28：食品添加物の純度に関する安全要求とその判断基準

付属文書 29：子供用食品に使用する食品添加物の使用に関する衛生基準

#### I-2-(4) 食品表示に関する法規の具体的内容

食品表示に関しては、2011年12月に作成された「食品の安全性に関する関税同盟技術基準（食品表示）TPTC022/2011」が最も基本的な法規となっている。この関税同盟技術規準は2013年6月1日に発効している。この技術規準は4つの条文と24の付属文書からできており、その概要は以下のようになっている。

第1条：適用範囲

第2条：定義

第3条：市場における流通の規則

第4条：食品の表示に関する必要事項

第1項：包装された食品の表示に関する必要事項

第2項：輸送用の包装につける食品表示の一般的な必要事項

第3項：食品の名称についての一般的な必要事項

第4項：食品成分の呼称についての一般的な必要事項

第5項：食品表示における包装された食品の量の示し方についての一般的な必要事項

第6項：食品表示における食品の製造日の示し方についての一般的な必要事項

第7項：食品表示における食品の棚もちの示し方についての一般的な必要事項

第8項：食品表示における食品の製造者、製造者の代理人及び輸入者の名称、住所の示し方についての一般的な必要事項

第9項：食品表示における食品の栄養価の示し方についての一般的な必要事項

第10項：食品表示における食品の特殊な特性の示し方についての一般的な必要事項

第11項：食品表示において、遺伝子組み換え生物を使って製造された成分の存在に関する情報の必要性

第12項：明白で読解可能な食品表示のための必要条件

第5条：食品表示の必要条件の遵守

付属文書 1：食品の一成分でありながら、食品名で呼ぶことができる食品成分

付属文書 2：基礎栄養素の推奨される一日あたりの摂取量として食品表示に使用すべき摂取量

付属文書 3：食品の栄養価を概数で表す際のルール

付属文書 4：基本的な栄養素を熱量（カロリー）に換算する際の係数

付属文書 5：食品表示において食品の特性について情報を伝える際の用語の使い方、

この技術規準は、食品について情報に十分にアクセスするという消費者の権利を妨害する行為を防ぐことを目的としている（第 2 条第 3 項）。表示には次の情報が含まれていなければならない（第 4 条第 1 項）：

- ① 食品の名称
- ② 食品の成分
- ③ 食品の量
- ④ 食品の製造日
- ⑤ 食品の有効期限（棚もち）
- ⑥ 食品の保存条件
- ⑦ 食品の製造者の名称と住所
- ⑧ 使用上の注意（調理方法を含む）
- ⑨ 食品の栄養
- ⑩ 遺伝子組み換え生物を使用に関する情報
- ⑪ 関税同盟で定められたマーク

食品の名称、成分等の記載についての要求事項は第 4 条 3 項、及び 4 項に詳しく規定されている。この中で、特に第 4 条第 4 項の 14 に規定されている、アレルギーを起こしやすいとされる成分（ピーナッツ、マスタード、グルテンを含む穀物、卵、大豆等）を含む場合にはその旨を表示することが求められている。

第 4 条第 9 項は、食品表示における栄養価の表示について規定しており、エネルギー（カロリー）、タンパク質・脂肪・炭水化物の含有量、ビタミン・ミネラルの含有量を表示することが求められている。

第 4 条第 10 項及び 11 項は、遺伝子組み換え食品についての表示について規定している。それによれば、遺伝子組み換え食品は「生きた遺伝子組み換え微生物を含んでいる」、「遺伝子組み換え微生物の助けにより得られた」、「遺伝子組み換え微生物の力を借りて作った成分を含んでいる」という表示をすることが求められている。

### **I-3. ロシア向け輸出重点品目（調味料類、レトルト食品、めん類、健康食品、乳・乳製品及びアルコール飲料）に関連する規格の具体的内容**

先に述べたように、これらの個別の食品グループについては、I-2 で述べた一般法規が適用される。ここでは、これらの個別の食品グループにだけ適用される個別の基準について述



べることにする。個別の基準については、ソ連時代からの GOST、更にロシアにより適合させた GOST-R 規格が作られてきた、また、I-1 で述べたように、アルコール飲料、果物・野菜果汁、油脂製品、子供・青年用食品のための国内規則である、連邦技術規則（Technical Regulation:TR）が作られている。現在は、関税同盟の技術基準の作成が進められており、順次、GOST 規格、TR 規格に置き換わっていくこととなっている

### I-3-1 調味料類

日本語の「調味料」という概念は、塩、砂糖、味噌、酢、醤油、みりんという伝統的な調味料から、七味トウガラシ、コショウ、わさびという香辛料、更にドレッシング、マヨネーズというソース類を含む。ロシア語には、日本語の「調味料」に相当する概念は存在しない。

このような状況もあり、現在のところ、このような「調味料」に関する関税同盟の技術基準は存在しない。また、GOST 規格にも「調味料」全体をカバーするような規格はできていない。その代り、いくつかの「調味料」、例えば、香辛料、コショウ、砂糖、塩、ソースなどにはそれぞれ個別の GOST 規格が定められている。代表的なものとして以下の調味料等の技術仕様を示した GOST 規格を挙げるができる。

GOST 番号	内容	採択日
GOST-R 50903-96	Консервы. Соусы овощные. Технические условия (野菜ベースのソース、缶詰、技術仕様)	1997-01-01
GOST 29046-91	Пряности. Имбирь. Технические условия (香辛料、しょうが、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29048-91	Пряности. Мускатный орех. Технические условия (香辛料、にくずくの種、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29045-91	Пряности. Перец душистый. Технические условия (香辛料、香の高い胡椒、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29050-91	Пряности. Перец черный и белый. Технические условия (香辛料、白黒胡椒、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29052-91	Пряности. Кардамон. Технические условия (香辛料、カルダモン、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29053-91	Пряности. Перец красный молотый. Технические условия (香辛料、挽き唐辛子、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29054-91	Пряности. Бадьян. Технические условия (香辛料、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29055-91	Пряности. Кориандр. Технические условия (香辛料、香草、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29051-91	Пряности. Мускатный цвет. Технические условия (香辛料、	1993-01-01

	にくずくの花、技術仕様)	
GOST 29056-91	Пряности. Тмин. Технические условия (香辛料、キャラウェイシード、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29049-91	Пряности. Корица. Технические условия (香辛料、シナモン、技術仕様)	1993-01-01
GOST 29047-91	Пряности. Гвоздика. Технические условия (香辛料、クローブ、技術仕様)	1993-01-01
GOST 17594-81	Лист лавровый сухой. Технические условия (葉、乾燥月桂樹、技術仕様)	1982-07-01
GOST-R 52989-2008	Соусы на основе растительных масел. Общие технические условия (植物油製ソース、一般的技術仕様)	2010-01-01
GOST-R 52141-2003	Кетчупы. Общие технические условия (ケチャップ、一般技術仕様)	2004-11-01
GOST 30004.1-93	Майонезы. Общие технические условия (マヨネーズ、一般技術仕様)	1997-01-01
GOST-R 52305-2005	Сахар-сырец. Технические условия (生砂糖、技術仕様)	2006-01-01
GOST-R 53035-2008	Сахар жидкий. Технические условия (液状砂糖、技術仕様)	2010-01-01
GOST 21-94	Сахар-песок. Технические условия (グラニュー糖、技術仕様)	1997-01-01
GOST 22-94	Сахар-рафинад. Технические условия (角砂糖、技術仕様)	1996-07-01
GOST-R 51574-2000	соль поваренная пищевая. Техническая условия (食用塩、技術仕様)	2001-07-01
GOST-R 52101-2003	Уксусы из пищевого сырья. Общие технические условия (食用酢、一般技術仕様)	2004-07-01

### I-3-2 レトルト食品

レトルト食品はロシアではまだ確立した概念ではない。業務用のパスタ用のソース等がレトルト・パウチに入れられて販売されているが、その使用説明書にはレトルト・パウチごと温めるのではなく、フライパンに空けてから温めるという指示がしてあることから見ても、日本のような使用法は確立していない。

そのような状況もあり、現状ではレトルト食品についての個別の規格は存在しない。日本のレトルトカレーが日本食材専門店で販売されていたが、包装には関税同盟の技術基準に適合していることを示す、EAC 認証のマークが付けられていた。このことから、現状では、関税同盟の一般法規である関税同盟の 4 つの基準を基にして認証が行われていると考えられる。

### I-3-3 めん類

日本語の「めん類」という概念は、ロシア語ではパスタ類（макаронные изделия）に相当する概念であらわされている。GOST 規格には、穀類加工品、めん類の成分の測定法等を定めたものなど、多くのものがあるが、めん類の技術的な仕様を定めたものには次のものがある。

GOST 番号	内容	採択日
GOST R 52378-2005	Изделия макаронные быстрого приготовления. Общие технические условия（インスタントパスタ、一般仕様）	2006-07-01
GOST R 51865-2002	Изделия макаронные. Общие технические условия（パスタ、一般仕様）	2003-01-01

### I-3-4 健康食品

健康食品についての全体的な規格として、2012年6月の「栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する関税同盟技術規準」（TPTC027/2012）が適用されている。この規準は以下のように12の条文と3つの付属文書からできている。

第1条：適用範囲

第2条：技術規準の目的

第3条：同定のための規則

第4条：定義

第5条：流通に関する規則

第6条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する規則

第7条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の包装と表示に関する規則

第8条：栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の製造過程、保存、輸送、使用の際の安全性に関する規則

第9条：安全性に関する規則への適合の保障

第10条：適合の評価

第11条：関税同盟構成国の市場における流通の際の統一名称の表示

第12条：調製規定

付属文書1：安全性に関する基準の表示

付属文書2：代用塩の組成

付属文書3：幼児のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の栄養価に関する規則

技術規準第 1 条によれば、この技術規準の目的は、関税同盟の単一市場における運動選手、妊娠中及び授乳中の女性のための、栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する基準を与えるためである。この技術指針は次の食品には適用されない：

- ・ 子供用の栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品を除いた、子供用食品
- ・ 施設等で準備される食品（給食等）
- ・ 天然ミネラルウォーター、医療用のテーブルウォーター、医療用のミネラルウォーター（1 リットル中 1 ミリグラム以下のミネラル補強をしたもの）

技術規準第 6 条によると、栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の安全性に関する技術的な基準は以下の通りである。

栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品の製造に用いられる添加物は、「食品の安全性に関する関税同盟技術規準」及び「食品添加物、香料及び加工補助剤の安全性要求に関する関税同盟技術規準」の安全基準に従うものでなければならない。

技術規準は以下のことを禁止している：

- ・ 妊娠中あるいは授乳中の女性のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品として、鳥類の肉（冷凍した鳥類の肉を除く）を使用すること。
- ・ 妊娠中あるいは授乳中の女性及び子供のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品として、遺伝子組み換え作物あるいはその部分を使用すること。

技術規準は、妊娠中あるいは授乳中の女性、及び年少の子供のために、次の規定を設けている。

- ・ 妊娠中あるいは授乳中の女性のための食品は、この技術規準の付属文書 1 及び 2 に挙げた規則に従わなければならない。
- ・ 年少の子供のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品はこの技術規準の付属文書 3 に示された基準に適合する必要がある。

代用塩の組成については、この技術規準の付属文書 2 に示した基準に従うことが求められている。代用塩のナトリウム含量は、100 グラム中 120 ミリグラムを超えてはならない。

ヨード補強をした塩類及び代用塩の添加は、関税同盟加盟国の国内法に従う必要がある。

運動選手のための栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品は、その組成の中に、向精神薬、毒物、ドーピング薬物あるいは代謝物、国際アンチドーピング期間の作成したリストに載っている物質を含んではならない。

グルテンを含まない栄養強化・予防効果を付与した特殊な食品は、小麦、ライムギ、大麦、えん麦及びその属間雑種を含まない材料で作られなければならない。あるいは、特別の条件の下では、グルテン含有量がキログラム当たり 20 ミリグラム以下の材料から作られていなければならない。

### I-3-5 牛乳・乳製品

牛乳・乳製品に関しては、2014 年 5 月 1 日に発効した 2013 年 10 月の「乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準 (TPTC033/2013)」が基本的な技術的要件を定めている。このほか、乳・乳製品に関する GOST 規格が 153<sup>9</sup>定められている。

「乳及び乳製品の安全性に関する関税同盟技術規準 (TPTC033/2013)」は、下に記す 15 の章と 16 の付属文書からできている。

第 1 章：適用範囲

第 2 章：定義

第 3 章：同定のための規則

第 4 章：関税同盟の加盟国の市場における乳・乳製品の流通に関する規則

第 5 章：生乳・生脱脂乳・生クリームに関する安全性に関する要求事項

第 6 章：生乳・生脱脂乳・生クリームの生産、保存、輸送、販売、使用に当たっての安全性に関する要求事項

第 7 章：乳製品に対しての安全性に関する要求事項

第 8 章：乳の加工品の製造に不可欠な機能性成分の安全性に関する要求事項

第 9 章：生乳・生脱脂乳・生クリームの生産、保存、輸送、販売、使用に当たっての安全性を保障するための要求事項

第 10 章：乳をベースとした子供用の飲料の安全性に関する要求事項

第 11 章：乳製品の包装の安全性に関する要求事項

第 12 章：乳及び乳製品の表示に関する要求事項

第 13 章：安全性に関する要求事項を満たしていることに対する保証

第 14 章：乳及び乳製品の適合性の評価

第 15 章：関税同盟構成国の市場における流通の際の統一名称の表示

第 16 章：調製規定

---

<sup>9</sup>乳・乳製品に関する GOST 規格については下のウェブサイトを参照のこと：

<http://www.gostbaza.ru/?a=001.067.100>

- 付属文書 1：乳製品の同定に使う物理・化学・微生物的な指標
- 付属文書 1：乳をベースとした子供のための飲料中の微生物の許容量
- 付属文書 3：乳製品の同定に使う外見、構造、味覚、香、色の指標
- 付属文書 4：乳及び乳製品に含まれる潜在的に危険な物質の許容量
- 付属文書 5：生乳・生脱脂乳・生クリームに含まれる、微生物及び体細胞の許容量
- 付属文書 6：生牛乳及び他の家畜の生乳の同定のための指標
- 付属文書 7：牛乳由来の生クリームの同定のための指標
- 付属文書 8：市場に流通させる際の加工乳の製品中の微生物の許容量
- 付属文書 9：子供向けの飲料に含まれる潜在的に危険な物質と酸化劣敗の許容量
- 付属文書 10：就学前及び就学中の子供のための乳製品、乳を含む食品中の潜在的に危険な物質と酸化劣敗の許容量
- 付属文書 11：就学前及び就学中の子供のための乳製品、乳を含む食品中の微生物の許容量
- 付属文書 12：子供向けの乳をベースにした飲料の同定のための物理・化学的指標
- 付属文書 13：就学前及び就学中の子供のための乳をベースにした飲料の同定のための物理・化学的指標
- 付属文書 14：幼児の飲用となる液状または粉状の乳製品中の微生物の許容量
- 付属文書 15：乳をベースとした子供のための食品を製造するために使用が許される食品添加物、芳香物質の一覧表
- 付属文書 16：包装に表示された乳製品の栄養価の実際の栄養価からの誤差の許容量

乳、乳製品に関する GOST 規格のうち、技術仕様に関するものは以下のとおりである。

GOST 番号	内容	採択日
GOST-R 52090-2003	Молоко питьевое. Технические условия (飲料用牛乳、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52687-2006	Продукты кисломолочные, обогащенные бифидобактериями бифидум. Технические условия (ビフィズス菌添加牛乳、技術仕様)	2008-01-01
GOST-R 52054-2003	Молоко натуральное коровье - сырье. Технические условия (生乳、技術仕様)	2004-01-01
GOST-R 52096-2003	Творог. Технические условия (凝乳、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52092-2003	Сметана. Технические условия (サワークリーム、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52093-2003	Кефир. Технические условия (ケフィール、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52091-2003	Сливки питьевые. Технические условия (飲料クリーム、技術仕様)	2004-07-01

GOST-R 52094-2003	Ряженка. Технические условия (リヤージェンカ、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52175-2003	Мороженое молочное, сливочное и пломбир. Технические условия (ミルクアイスクリーム、技術仕様)	2005-01-01
GOST-R 52095-2003	Простокваша. Технические условия (凝乳ヨーグルト、技術仕様)	2004-07-01
GOST-R 52783-2007	Молоко для питания детей дошкольного и школьного возраста. Технические условия (未就学/就学児童用牛乳、技術仕様)	2008-07-01
GOST-ED1 2903-82	Молоко цельное сгущенное с сахаром. Технические условия (加糖コンデンスミルク、技術仕様)	1983-01-01
GOST 1923-78	Консервы молочные. Молоко сгущенное стерилизованное в банках. Технические условия (缶詰コンデンスミルク、技術仕様)	1979-01-01
GOST 23621-79	Молоко коровье обезжиренное сухое, поставляемое для экспорта. Технические условия (輸出用乾燥牛乳、技術仕様)	1981-01-01
GOST-R 52790-2007	Сырki творожные глазированные. Общие технические условия (凝乳チーズケーキ、技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 52791-2007	Консервы молочные. Молоко сухое. Технические условия (缶詰乾燥牛乳、技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 51331-99	Продукты молочные. Йогурты. Общие технические условия (乳製品ヨーグルト、一般技術仕様)	2001-01-01
GOST 30625-98	Продукты молочные жидкие и пастообразные для детского питания. Общие технические условия (ベビーフード用液状ペースト状乳製品、一般技術仕様)	2000-10-01
GOST 30626-98	Продукты молочные сухие для детского питания. Общие технические условия (乳児用乾燥牛乳製品、技術仕様)	2000-10-01
GOST 4495-87	Молоко цельное сухое. Технические условия (乾燥非スキムミルク、技術仕様)	1988-09-01
GOST 2903-78	Молоко цельное сгущенное с сахаром. Технические условия (加糖非スキムコンデンスミルク、技術仕様)	1979-01-01

GOST 718-84	Консервы молочные. Какао со сгущенным молоком и сахаром. Технические условия (缶詰加糖カカオコンデンスミルク、技術仕様)	1986-01-01
GOST 719-85	Консервы молочные. Кофе натуральный со сгущенным молоком и сахаром. Технические условия (缶詰加糖天然コーヒーコンデンスミルク、技術仕様)	1986-01-01
GOST 4771-60	Консервы молочные. Молоко нежирное сгущенное с сахаром. Технические условия (缶詰加糖脱脂コンデンスミルク、技術仕様)	1962-01-01
GOST 4937-85	Консервы молочные. Сливки сгущенные с сахаром. Технические условия (缶詰加糖コンデンスクリーム、技術仕様)	1986-01-01
GOST 1349-85	Консервы молочные. Сливки сухие. Технические условия (缶詰乾燥クリーム、技術仕様)	1986-01-01
GOST 10382-85	Консервы молочные. Продукты кисломолочные сухие. Технические условия (缶詰乾燥乳酸製品、技術仕様)	1986-01-01
GOST-R 52253-2004	Масло и паста масляная из коровьего молока. Общие технические условия (乳製バターとバターペースト、技術仕様)	2005-07-01
GOST-R 52969-2008	Масло сливочное. Технические условия (バター、技術仕様)	2010-01-01
GOST-R 52971-2008	Масло топленое и жир молочный. Технические условия (溶融バターと乳脂肪、技術仕様)	2010-01-01
GOST 37-91	Масло коровье. Технические условия (バター、技術仕様)	1992-01-01
GOST 6822-67	Масло шоколадное. Технические условия (チョコレートバター、技術仕様)	1968-07-01

### I-3-6 アルコール飲料

アルコール飲料についての関税同盟技術基準は策定中である。従って、現状では、アルコール飲料についての全体的な規格としては、「エチルアルコール、スピリッツ、アルコール飲料の生産、取扱いの国家規則に関する連邦法(1995年11月22日付連邦法171号等)」が適用されている。この法律に対する最終的な改正は2012年6月25日の連邦法253により行われている。このほかに、個別のアルコール飲料に関するGOST規格が作られている。



「エチルアルコール、スピリッツ、アルコール飲料の生産、取扱いの国家規則に関する連邦法」は、アルコール、スピリッツ及びアルコール飲料の生産と取扱いについて規定している。この法律は、ビール、アルコール含有量 6%以下の飲料には適用されない。この法律により以下のことが規定されている：

- ・ ロシアに輸入されるアルコール含有量 9%以上の飲料についての表示の義務付け、
- ・ 輸入に及びアルコール飲料の輸出業者、輸入業者が業務を行う際に必要とされる書類、
- ・ アルコール飲料についてのロシア語で表示すべき情報、
- ・ ロシアに持ち込まれるアルコール飲料の品質。

アルコールの購入、貯蔵、輸入の免許を所有する輸入者によらなければ、アルコール飲料はロシア連邦税関を通過することはできない。

輸入者は輸入するアルコール飲料に認証スタンプ(excise stamp)を事前に添付しなければならない。認証スタンプには次の事項が示されていなければならない：

- ・ アルコール飲料の名称 (Name) ；
- ・ アルコール飲料の種類 (Type) ；
- ・ アルコール含有量；
- ・ 消費者向けのパッケージに含まれるアルコール飲料の容量；
- ・ アルコール飲料の生産者；
- ・ アルコール飲料の原産国；
- ・ 経済特別区の名称；
- ・ その他の情報

アルコール飲料における、ロシア語による表示義務については、法律 171 号で定めていること他に、以下のことが定められている：

- ・ ビールについては、ビールのタイプ (ライト、セミライト、ダーク) アルコール含有量 (パーセント) (ただし、ノンアルコールビール、香料入りビールを除く)、瓶詰の日付、原材料の組成、栄養価をラベルに表示する必要がある。
- ・ ワインについては、生産者の氏名、住所の他に、(可能であれば) ロシア国内にあって、ロシアの消費者のクレームを受け付ける権限を与えられた者、瓶詰した場所、瓶詰の日付あるいは成熟する日付 (発泡性ワインの場合には瓶の中で成熟する日付)、アルコール含量、糖分の量 (ドライワインのものは除く) が表示されなければならない。発泡性ワイン、香料を加えたワイン、サイダー (リンゴ酒) の場合には糖分含量に基づいた名称、収穫年 (原産地名称が付いたワインについて

は生産地（location）に基づいたもの）アルコール含有量 10%以下のワインについては、賞味期限と栄養価がラベルに示されている必要がある。

- ・ その他のアルコール飲料については、アルコール含有量、瓶詰の日付、原材料（味覚に影響を及ぼす材料）アルコール含有量が 10%以下の者については賞味期限がラベルに表示されている必要がある。

アルコールの飲み過ぎに対する警告は義務的となっている。すべてのアルコール飲料において以下の情報は義務的である。

- ・ 食品添加物、
- ・ 香料、
- ・ 生物活性を持つ食品添加物、
- ・ 非伝統的な原材料、
- ・ バイオテクノロジーによって製造された製品の構成物、
- ・ ロシアの基準、技術規則の義務的な要求事項に照らして健康に害のあるとされている物質の含有量。

アルコール飲料の安全性及び品質については、ロシアの技術基準、規則に定められているレベルを下回ってはならない。税関を通過するためには、アルコール飲料にはロシアの安全性および品質に関する技術基準を満たしていることを証明する書類が必要である。

すべての表示、マークはロシア語に翻訳されて、写し、翻訳は通常的方式に従って認証を得たものでなければならない。

ロシアへのアルコールの輸入に当たっては、安全指標についての基準が厳しいことに留意する必要がある。例えば次のような情報も要求される：

- ・ コニャックやブランディーの場合には、メチルアルコール、アルデヒド、エステルの含有量、
- ・ コニャックやブランディーの場合には鉄分、
- ・ ワインの場合、二酸化硫黄、クエン酸の総含有量、
- ・ ビールや低アルコール飲料の場合、保存剤と微生物の含有量。

アルコール飲料についての、GOST 規格（一般技術仕様）は次のものが存在する。

GOST 番号	内容	採択日
GOST-R 52700-2006	Напитки слабоалкогольные. Общие технические условия (弱アルコール飲料、一般技術仕様)	2008-01-01

GOST-R 51156-2005	Коктейли винные. Общие технические условия (Винкактел飲料、一般技術仕様)	2007-01-01
GOST-R 52845-2007	Напитки слабоалкогольные тонизирующие. Общие технические условия (弱アルコール炭酸飲料、一般技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 51174-98	Пиво. Общие технические условия (ビール、一般技術仕様)	1999-07-01
GOST-R 52558-2006	Вина газированные и вина газированные жемчужные. Общие технические условия (炭酸ワイン及び炭酸パールワイン、一般技術仕様)	2008-01-01
GOST-R 52523-2006	Вина столовые и виноматериалы столовые. Общие технические условия (テーブルワイン及びテーブルワインストック、一般技術仕様)	2008-01-01
GOST-R 52404-2005	Вина специальные и виноматериалы специальные. Общие технические условия (スペシャルワイン及びスペシャルワインストック、一般技術仕様)	2008-01-01
GOST-R 52195-2003	Вина ароматизированные. Общие технические условия (アロマワイン、一般技術仕様)	2005-01-01
GOST-R 52835-2007	Вина плодовые специальные и виноматериалы плодовые специальные. Общие технические условия (スペシャルフルーツワイン及びスペシャルフルーツワインストック、一般技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 52836-2007	Вина плодовые столовые и виноматериалы плодовые столовые. Общие технические условия (テーブルフルーツワイン及びテーブルフルーツワインストック、一般技術仕様)	2009-01-01
GOST-R 51165-98	Российское шампанское. Общие технические условия (ロシア製スパークリングワイン、一般技術仕様)	1999-01-01
GOST-R 51158-98	Вина игристые. Общие технические условия (スパークリングワイン、一般技術仕様)	1999-01-01
GOST-R 51272-99	Сидры. Общие технические условия (シードル、一般技術仕様)	2000-07-01
GOST-R 51283-99	Вина медовые. Общие технические условия (はちみつワイン、一般技術仕様)	2000-07-01
GOST-R 51159-98	Напитки винные. Общие технические условия (ワイン飲料、一般技術仕様)	1999-01-01
GOST-R 52135-2003	Плодовые водки. Общие технические условия (フルーツウ	2005-01-01

	オッカ、一般技術仕様)	
GOST-R 52191-2003	Ликеры. Общие технические условия (リキュール、一般技術仕様)	2005-01-01
GOST-R 52192-2003	Изделия ликероводочные. Общие технические условия (リキュール、ウォッカ製品、一般技術仕様)	2005-01-01
GOST-R 51618-2000	Коньяки Российские. Общие технические условия (ロシア製コニャック、一般技術仕様)	2002-01-01
GOST-R 51300-99	Кальвадосы Российские. Общие технические условия (ロシア製アップルブランデー、一般技術仕様)	2000-07-01
GOST-R 51355-99	Водки и водки особые. Общие технические условия (ウォッカ及びスペシャルウォッカ、一般技術仕様)	2001-01-01

## II 日本産品に係る輸出手続き等

### II-1. 輸出に関する手続き

#### II-1-(1)輸出ルート、通関手続き及び申告について

##### 1) 輸出ルート

ロシアは土地が広大であるが、ウラル山脈（エカテリンブルク）を境にして、ヨーロッパ側とアジア側に分かれる。この境界は日本からの商品の輸送を考える場合でも該当する。つまり、ウラル以東であれば、シベリア経由、ウラル以西であれば、ヨーロッパ経由で送ることが一つの目安となる。日本からモスクワまでの主たる輸送ルートは次の3つである：

- ①日本からノボロシースク（黒海）まで船で運び、更にトラックでモスクワに向かうルート、
- ②日本からサンクトペテルブルク（バルト海）まで船で運び、更にトラックでモスクワに向かうルート、
- ③日本からナホトカ（ボストーチニー）まで船で運び、更にシベリア鉄道でモスクワに向かうルート。

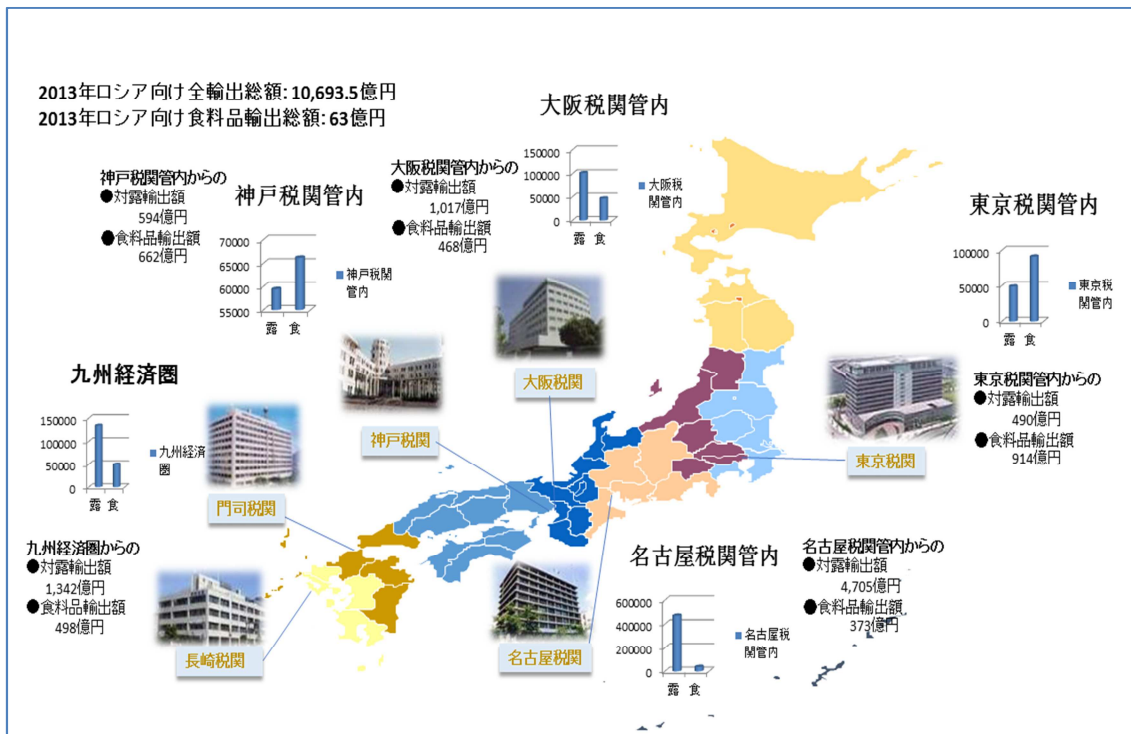


量的には Санктペテルブルク 経由のものが最大となっている。所要時間は Санктペテルブルク までが、船で 40 日、モスクワ までは、トラックで 5 日、合計で通関も含めて 50 日ぐらいかかるのが普通である。ノボロシースク 経由は新しいルートであるが、 Санктペテルブルク 経由と比べ 2 週間ほど短縮できる。シベリア鉄道ではプロットレインという途中で編成替えを必要としない、固定編成の直通列車があり、これを利用すると 10 日くらいで到着が可能である。ただし、揺れ、衝撃のため輸送品質は低いと言われている。このほか、フィンランド 経由も可能であるが、港湾手数料がロシアに入っていないことから、ロシア側から見るとあまり歓迎されていない。

食料品の輸送は、コンテナを使うのが一般的である。コンテナの大きさには、20 フィートと 40 フィートがある。冷蔵コンテナは通常 40 フィートサイズのもので、常時同じ温度を保つ仕組みになっている。

通関はどこ税関でもできることになっているが、モスクワなどの内陸で通関した方がスムーズな場合もある。 Санктペテルブルク に荷揚げされたものでも、モスクワで通関することも可能である。 Санктペテルブルク のバルチック税関は厳しいと言われている。

関税はロシアに入国する際の CIF 価格（商品の価格+輸送費）にかかるため、極東で入国した方が輸送費が少ない分安くなる。



※各税関管内からの食料品輸出額については、対ロシアのみの数値データがないため、参考として食料品全体輸出額を記載している。

上記の図は、財務省統計データより主な税関管内および経済圏における 2013 年の対ロシア輸出額及び食料品輸出額を表したものである。東京税関管内には、新潟県や山形県、成田空港や羽田空港などロシアとの物流拠点が多く含まれていることから、食料品輸出が最も高くなっている。また、神戸税関管内には、ロシアへの食料品輸出がさかんである中国地方日本海側の港が多く含まれていることから、やはり食料品輸出額が高い。対ロシア貿易全体から見た場合、特筆すべきは、名古屋税関管内、大阪税関管内、九州経済圏の方が東京税関管内よりも対露輸出総額が圧倒的に高いことである。これは、地理的な要素と輸出品目によるものと思われ、特に名古屋税関管内は自動車の輸出が多いためにこのような結果となっている。

## 2) 通関手続き

日本からロシア（外国）に日本産品を輸出する場合、関税法第 67 条、第 67 条の 2 により、税関長の許可を得る必要がある。日本から外国に貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、その貨物に必要な検査を経て、税関長の輸出の許可を受けなければならない。なお、輸出申告は、例外を除き、輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域を所轄する税関長に対してしなければならない。

### 3) 輸出申告

輸出申告は、原則として、輸出申告書に所定の事項を記載して輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域を所轄する税関長に提出することにより行う（関税法第 67 条の 2、同法施行令第 58 条）。関税法施行令第 58 条により、輸出申告書には、①貨物の企業、番号、品名、数量及び価格、②貨物の仕向地並びに仕向人の住所または居所及び氏名または名称、③貨物を積み込もうとする船舶または航空機の名称または登録記号、④輸出の許可を受けるために貨物を入れる保税地域または他所蔵置許可場所の名称及び所在地、⑤その他参考となるべき事項を記載することとされている。関税法施行令第 59 条の 2 により、輸出申告書に記載する数量および価格について、①数量は、財務大臣が貨物の種類ごとに定める単位による輸出貨物の正味の数量とし、②価格は、日本の輸出港での本船甲板渡し価格（FOB 価格）とし、常に日本円とすることになっている。

### 4) 特定輸出申告制度

特定輸出申告制度は、リスク度に応じた国境管理と貿易円滑化をはかるため、法令順守度が高く、あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者（特定輸出者）の申告については、保税地域外に貨物を置いたままでも輸出通関手続きを行うことを可能とし、コンプライアンスを反映した審査及び検査を実施するものである。関税法第 67 条の 3 により、コンプライアンスの優れた者として税関長の承認を受けた特定輸出者等は、通常の輸出者と異なる通関手続きを行うことができる。特定輸出者等は、その申告に係る貨物が置かれている場所またはその貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港等を所轄する税関長に対して輸出申告をすることができる。通常の輸出申告と異なり、貨物が置かれている場所と異なる場所（積み込み場所）を所轄する税関長にも申告することが可能である。この制度を利用することにより、自社工場に貨物を置いたままで、積み出し予定地の税関に輸出申告を行うことができ、リードタイムの短縮につなげることが可能である。

## 特定輸出者

特定輸出者の承認要件（関税法第 67 条の 6）

1. 承認を受けようとする者が次のいずれにも該当しないこと（関税法第 67 条の 6 第 1 号）
  - ① 関税法もしくは関税定率法その他関税に関する法律またはこれらの法律に基づく命令の規定に違反して刑に処せられ、または通告処分を受け、その刑の執行を終わり、もしくは執行を受けることがなくなった日またはその通告の旨を履行した日から 3 年を経過していない者であること。
  - ② 関税法第 70 条第 1 項または第 2 項に規定する他の法令の規定のうち、輸出に関する規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者（上記①に規定する者を除く）であること。
  - ③ 上記①及び②に規定する法令以外の法令に規定に違反して禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者であること。
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、または警報第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3 第 1 項、第 222 条もしくは第 247 条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過していない者であること。
  - ⑤ 暴力団員等であること。
  - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を役員とする法人であること、またはその者を代理人、使用人その他の従業員として使用する者であること。
  - ⑦ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者であること。
  - ⑧ 関税法第 67 条の 11 第 1 号または第 2 号ロに規定により特定輸出者の承認を取り消された日から 3 年を経過していない者であること。
2. 承認を受けようとする者が、特定輸出申告を NACCS（注）を使用して行うこと、その他特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること（同第 2 号）
3. 承認を受けようとする者が、特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務について、その者または代理人、支配人その他の従業員が関税法その他の法令の規定を順守するための事項として財務省例で定める法令順守規則を定めていること（同第 3 号）

（注）NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）は、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム



5) 他法令の許可承認の証明または確認

関税法等以外の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分またはこれに準ずるものを必要とする貨物については、輸出申告の際に、その許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない（関税法第 70 条第 1 項）

《輸出関係他法令一覧表》<sup>10</sup>

法令名	主な品目	主管省庁課
外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令	武器・化学兵器、麻薬、ワシントン条約該当物品、特定有害廃棄物等	経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課 貿易管理課
文化財保護法	重要文化財又は重要美術品 天然記念物 重要有形民俗文化財	文化庁文化財部伝統文化課
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥、獣及びそれらの加工品、鳥類の卵等	環境省自然環境局 野生生物課
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬、麻薬向精神薬原料等	厚生労働省医薬食品局 監視指導・麻薬対策課
大麻取締法	大麻草、大麻草製品	
あへん法	あへん、けしがら	
覚せい剤取締法	覚醒剤、覚せい剤原料	
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク	農林水産省消費・安全局 動物衛生課
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひるなどの家きん、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、稲わら（一部）	
植物防疫法	植物（顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む）、有害植物、有害動物（昆虫・ダニ等）	農林水産省消費・安全局 植物防疫課
道路運送車両法	中古自動車	国土交通省自動車局 自動車情報課

<sup>10</sup> 財務省 Website より抜粋 [http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-nswer/extsukan/5501\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-nswer/extsukan/5501_jr.htm)

## II-1-(2) EAC マーク認証制度

2013年2月15日から GOST-R（ロシア）認証制度が廃止され、ロシア、カザフスタン、ベラルーシの3国関税同盟（CU）における EAC(Eurasia Conformity)マーク認証制度がスタートした。

関税同盟は2010年7月1日に設立された。その目的は、これらの国々の間での市場アクセスを容易にすることと、輸出入にかかわる技術的規制に関する手続きを簡素化することであった。2011年には、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの大統領は、関税同盟の唯一の意思決定機構として、ユーラシア経済委員会(Eurasian Economic Commission (EurAsEc))を創設した。関税同盟により、単一の関税地域 (Customs Territory) が創設され、この地域内ではアンチダンピング等の理由を除けば、関税やほかの経済的制限は課すことができない。関税同盟の枠組みの中で、関税同盟加盟国以外の第三国については、統一された関税率や貿易政策が適用されることとなる。

このような中であって、関税同盟の認証システムは2011年4月1日から動き始めた。関税同盟の認証は、関税同盟加盟国の輸出及び輸入に際して使用することができる。この認証システムは関税同盟の加盟国において有効で、従来の GOST-R（ロシアの認証）あるいは GOST-K（カザフスタンの認証）に代って使われることになっている。

関税同盟の創設により、商品についての品質・安全性管理、及び貿易のための統一された枠組みができた。商品の品質等の監視のために、関税同盟加盟国は技術基準に関する基本的なルールについて合意している。

関税同盟の認証システムは、以下のような原則から成り立っている：

1. 統一の様式による適合証明：関税同盟加盟国の認定された認証機関から発行される適合証明は関税同盟のすべての地域で有効である。
2. 統一的な関税同盟技術規準の適用
3. GOST 等従来の強制認証が適用される商品の統一リスト：GOST 等従来の強制認証が適用される商品は2011年4月7日の関税同盟委員会決議第620号で採択したリスト<sup>11</sup>で決められている。このリストには関税同盟の技術規則が発効していない商品が載せられており、関税同盟の技術規則ができると、このリストからははずされる。従ってこのリストは今後短くなっていく。食品については、このリストには次の商品が含まれている（これらの商品

---

<sup>11</sup> 下のウェブサイトから入手できる

<http://gostr-certificat.com/www/upload/tmp/Single-list-of-products-subject-to-mandatory-conformity.pdf>（グループ 35.1 から 35.16 までが食品となっている）

には、関税同盟技術基準ができるまでは GOST 規格が適用されるが、適用される GOST 規格はオリジナルの表で明らかにされている)。

グループ	商品
35.1	魚由来の保存食品
35.2	魚由来の保存食品
35.3	キャビア、魚卵由来のか食品（保存品）
35.4	甲殻類、貝類ほかの水生無脊椎動物由来の保存食品
35.5	コーヒ豆、及挽いたコーヒー
35.6	溶かしたコーヒー及びそれを含む製品
35.7	紅茶・緑茶（天然のもの、香料を加えたもの）その他の茶飲料
35.8	白糖
35.9	香辛料
35.10	野菜、トマト、キノコの缶詰・瓶詰
35.11	ソース、ケチャップ、マヨネーズ、
35.12	果物、イチゴ類の缶詰・瓶詰
35.13	大豆油
35.14	オリーブ油
35.15	ナタネ油
35.16	ヒマワリ油

4. 関税同盟の国境における衛生・疫学的な監視を必要とする商品についても、それを必要とする商品のリストが 2010 年 5 月 28 日の関税同盟委員会決議第 299<sup>12</sup>により採択されている。

関税同盟の認証システムの下では従来の GOST 認証マークに代り EAC（Eurasian Conformity）マークを商品につける必要がある。実際にモスクワの商店、スーパーマーケット等で調べたところ、ほとんどの食品に EAC マークが付けられていた。

<sup>12</sup> 下のウェブサイトから入手できる：

<http://gostr-certificat.com/www/upload/tmp/Single-list-of-goods-in-the-territory-of-%20the-Customs-Union.pdf>



EAC マーク



リンゴにつけられた EAC マーク



日本製の冷麦につけられた EAC マーク



ダイエットチョコレートと EAC マーク

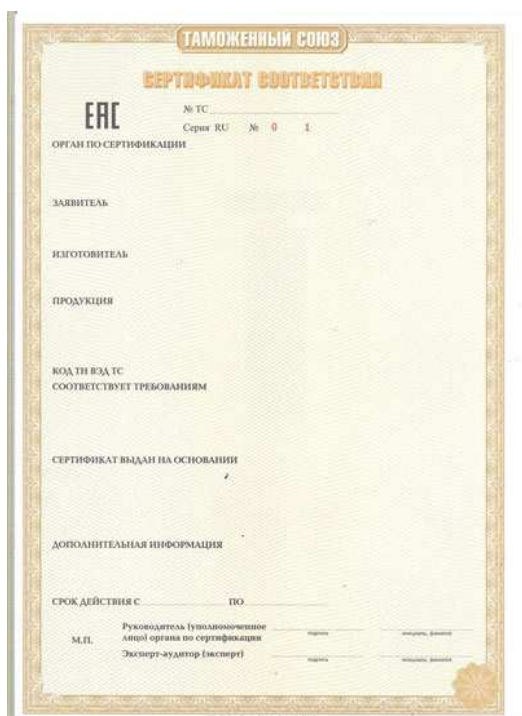


韓国製のそばにつけられた EAC マーク

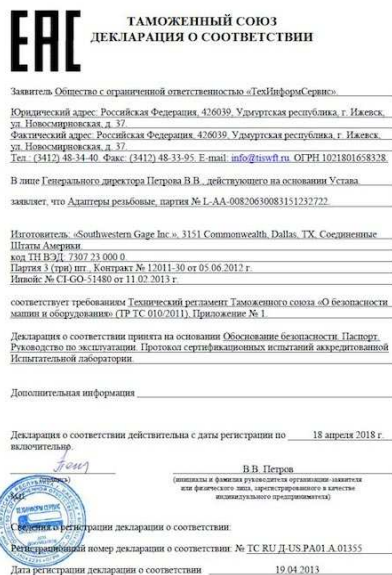


レトルトパウチに入ったなめこと EAC マーク

関税同盟の技術基準への適合証明書 (Certificate) は新しい GOST-R の強制認証に代るシステムである。Certificate は 2012 年 12 月 25 日のユーラシア経済委員会の評議会決定 293 号で決定された統一の様式で発行される。



関税同盟の適合証明 (Certificate)



関税同盟の適合宣言 (Declaration)

関税同盟の適合証明 (Certificate of the Customs Union) は、商品が関税同盟の基準に従っていることを証明する公的な書類である。証明を得るためのスキームは従来の GOST-R と Technical Regulation のシステムと同様で、次の三つのスキームがある：

- スキーム 1c：大量生産時の適合認証
- スキーム 3c：バッチごとの適合認証
- スキーム 4c：商品ごとの適合認証

関税同盟の認証は大量生産の場合には 5 年まで有効である。認証の有効期間が 1 年以上の場合には、一年に一回以上の検査が入る。

EAC マークの導入により、経過措置として、GOST-R 認証により流通している商品には次のようなルールが導入された：

- 2011 年 9 月 2 日 (関税同盟基準の発効日) 以前に作られた商品については、有効な GOST-R 基準が有効である期間については、従来通り GOST-R 認証マーが使える。
- 2011 年 9 月 2 日から 2013 年 2 月 15 日までに発行された GOST-R は 2015 年 3 月 15 日まで有効。

関税同盟の適合証明（Certificate）を入手するためには、必要書類を揃えて、定められた試験機関に商品に関する書類やサンプルを送付し、商品が関税同盟委員会または関税同盟諸国によって定められた規格に合致しているか否か検査を受ける必要がある。必要書類の中には、申請者の責任によって作成される適合宣言（Declaration）が含まれる。検査の結果、商品が規格に合致した場合には、適合証明書（Certificate）が発行され市場に流通させることができる。

GOST-R が適用されていたときには、強制認証の他に、自主認証システムが存在しており、強制認証が必要とされる品目以外でも、顧客の要請に応じて自主的に認証を取得することが行われていた。新しい EAC マークによる認証システムでは自主認証のスキームは行われていない。

### II-1(3) 現地インポーターの現状について

ロシア・ウクライナの食品動向や小売店一覧は JETRO のウェブサイト<sup>13</sup>で確認することが可能である。ロシアでは輸入者の衰退が激しいのが特徴である。JETRO では全世界から食品のバイヤーを日本に集め、毎年 8 月に定期的に大阪にてアグリフード、幕張メッセにて Foodex を開催しており、ロシアからも輸入者が参加している。本調査団がロシアでの大手輸入者 JFC EURASIA<sup>14</sup>から聞き取ったところ、日本食レストランが減少傾向にあることから、日本からの食材輸入を減少させているとのことであった。現在の仕入れ先を日本から欧米にシフトしており、日本からの輸入の規模は毎月コンテナ1本程度とのことであった。日本から輸入する主な食品は、主に、日本人シェフのいるレストランからの注文品で、欧州で調達できないポン酢やウナギのたれ、だしの素、豆腐などである。最近の動向では、ルーブル安の影響から、日本からの輸入が減少傾向である。

## II-2 流通・販路拡大に関する現状と手続き

### II-2(1) 主要な小売・卸業者等、業界構造と流通ルートについて

#### ・小売業者

ロシアで日本食品を取り扱っているのは、スーパーマーケットのチェーンと日本食品専門店である。モスクワには日本食品専門店があるが、それ以外の主要都市（サンクトペテルブルグなど）には日本食材専門店はなく、スーパーマーケットが日本食品を販売している。モスクワの日本食材専門店で販売されている代表的な日本食品は、寿司関連商品（米、海苔、酢、醤油、ガリ、わさび等）で、その他は、即席めん、即席みそ汁、味噌、乾めん（そば、そうめん）、冷凍魚介類、水産加工品、ソース・ドレッシング類、スナック・菓子類、

<sup>13</sup> [www.jetro.go.jp/world/russia\\_cis/ru/foods/data/201005\\_01.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/foods/data/201005_01.pdf) など

<sup>14</sup> かつての大口輸入者である AZUMA HOLDINGS とは契約関係にあり、米などは AZUMA HOLDINGS の商標を使用している。

日本酒、焼酎、ウイスキー、インスタントコーヒー、日本茶、缶コーヒー、機能性飲料（「ウコンの力」、「アセロラ」等）などである。

「NIPPON」は、2012年開業の日本食品専門店である。運営しているのは、輸入者兼小売業者の「IP FADEEVA」で、個人企業主の形態をとっている。日本のパートナーは「ITS NIPPON」社で、同社が日本から食品を輸出している。今後は日本食品の卸先も拡張していく予定だという。

「AZBUKA VKUSA」は、大手のスーパーチェーンで、モスクワ州、モスクワ市内に50店舗を運営している。同店は、以前日本産生鮮果実・野菜を販売していたが、日本からの流通が途絶えて現在は販売していない。大部分の店舗に日本食品コーナーがある。また牛肉も販売している。和牛は2000年より輸入禁止措置が取られているため、オーストラリア産の和牛を扱ってきた。和牛の輸入禁止は最近解除されたが、和牛はまだ見られなかった。



AZBUKA VKUSA 店内の様子



販売されている日本の調味料

#### ・輸入者、卸売業者

日本産品にかかる業界構造は、①輸入者兼卸売業者から小売りチェーンへ流れるパターンと、②輸入業者からホテル、レストラン、カフェ等に販売網をもっている卸売業者へ流れるパターンの、大きく2つに分けられる。輸入業者の中には、コンテナ便により日本から食品を輸入している会社と、航空便で仕入れる会社、コンテナを入れる輸入業者に混載を依頼して商品を買付ける会社などがある。大手輸入業者には上記「JFC EURASIA」のほか「KONUS PLUS」がある。「KONUS PLUS」は、中級日本食レストランチェーン「YAKITORIYA」を展開する「VESTA TESNTR INTERNATIONAL」の傘下にある日本食品大手輸入業者で、伊藤忠商事と取引を行っている。

#### II-2-(2) 流通マージン等の商習慣について

流通マージン等の商習慣に関する情報が収集しづらいという制約がある中、本調査団がJETRO モスクワ事務所に聞き取り調査を行ったところ、小売店はマージンが高く、マージンの支払いは複雑なシステム（Listing Fee、導入料、棚代という名目で徴収されることが多

い) となっており、支払回数も一回の支払いではなく定期的に費用が発生するシステムになっている。しかし、マージンは力関係によって決まることが多く、たとえば、AZBUKA VKUSA は関心があれば棚代を取らないという（商品による）。マージンについての交渉力を上げるためには、商品の競争力を高める必要がある。売れる商品であればマージンは下がる傾向にある。

マージン以外の商習慣の特徴としては、モスクワでは小売店による買い取り制になっていないことがあげられる。売れ残ったものは輸入者が引き取ることになる。すなわち、輸入者がリスクを負うということである。あるいは、輸入者が店舗を借りて商品を置かせてもらっているともいえる。

### II-2-(3) 低温物流、冷凍物流の現状について

低温物流、冷凍物流については、どこまで低温にするかが問題であり、ロシア国内で工場から商店へ配送するためのコールドチェーンは整備されている。食料品の物流は特殊であり、取扱業者は数社に限定される。生鮮品はもっぱら保冷コンテナで輸送され、保冷コンテナは電源さえ確保できればどこでも利用可能である。鉄道では電源が確保されないことから保冷ワゴンと呼ばれる保冷設備を整えた専用の貨車（冷蔵車）が使用される。船やトラックの場合は電源の確保に問題はなく、発電機を備えた保冷コンテナもある。このことから、日本とロシアの間の冷蔵輸送・冷凍輸送は技術的に可能であると結論づけることができる。

## II-3 拠点設立に関する現状と手続き

### II-3-(1) 外資に対する投資規制について

ロシアでは、国内外国企業を問わず、軍需工業や原子力産業等といった戦略的産業は、私有化が禁止・制限されている。特に、特定産業（軍需工業、旅客航空業、保険業、地下資源の開発など）は外国企業による事業が禁止されており、私有化への参加、外資の出資比率、役員等の国籍要件等に制限がある。

外国投資について、1999年7月9日付連邦法160-FZ号「ロシア連邦における外国投資について（外国投資法）」第4条第1項では、外国投資家には、国内企業に対して与えられている待遇より不利でない待遇を許与しなければならないとされているが、同4条第2項では、憲法体制の基礎、公序良俗、国民の健康、第三者の権利および合法的な利益の擁護、国防と国家の安全に必要な程度に限り、別途連邦法で規定を設けることができるとしている。

### II-3-(2) 登録申請手続きについて

ロシアで設立可能な拠点の形態は、現地法人（有限責任会社など）、支店および駐在員事務



所の3種類である。形態別の比較一覧は以下のとおりである。

	現地法人（有限責任会社の場合）	支店	駐在員事務所
法人格	有する	有しない	有しない
活動範囲	原則として定款に定めた範囲であれば親会社で行わない業務についても実施可能。	原則として本店の定款に定めた業務範囲に限られる。営業活動は認められる。	原則として本社の補助的・準備的活動に限られる。営業活動は原則として認められない。
登録申請先	連邦税務局に対して申請を行い、連邦税務局は会社の設立登記および税務登録を行う。	認証及び設立登記は国家登記局で実施される。その後税務署にて税務登録が行われる。	認証機関はロシア連邦商工会議所か国家登記局となるが、設立登記は国家登記局で実施される。その後税務署にて税務登録が行われる。
更新期間	なし。	最大5年	最大3年
出資手続	あり。	なし。	なし。
会計基準	ロシア会計基準の適用が必要。	ロシア会計基準の適用は不要。	ロシア会計基準の適用は不要。
会計監査	基準を満たせば必要。	不要。	不要。
外為規制	ロシア居住者として認定。	ロシア非居住者として認定。	ロシア非居住者として認定。
自社輸入	問題なく可能。	原則として自社販売目的の輸入は可能。	販売目的の輸入は不可能。
本社の責任	出資額を限度とする有限責任。	支店の活動に対し全責任を負う。	駐在員事務所への活動に対し全責任を負う。
駐在員ビザ	労働ビザを取得。高度な専門ビザを対象。	外国人ビザを取得。高度な専門家ビザを対象。	外国人ビザを取得。高度な専門家ビザ対象外。

## II-4 ロシアにおける食品に関する購買行動

### II-4 (1) 食文化、食品購買状況について

調査会社「Romir」がロシアの人口10万人以上の都市に住む年齢18～50歳の人々1,000人

を対象に実施した「職場での間食および昼食に関するアンケート」調査（2012年9月）によれば、昼食に費やす金額は、平均142ルーブル（約270円、2015年3月20日現在。以下おなじ。）となっている。また、昼食費を節約するために、アンケート回答者の約半数にあたる44%の回答者が、「職場に弁当を持参している」と回答している。主に女性と高年齢層にその傾向が強い。一方、働き盛りの男性は「職場の近くで昼食を購入する」との回答が多かった。男女別でみると、男性はサンドイッチや即席食品、半加工品を好んでいるが、女性は自分のスタイルを気にする傾向が強く、健康的なフルーツやヨーグルト、カッテージチーズ（トゥヴァログ）を好む、というアンケート結果が出ている。「Romir」社のアンケート結果では、10人中9人が職場でパン類やスイーツなど甘味類をとっており、1日に平均で111ルーブル（約210円）ほど費やしているという。「Romir」社は1年前にも同様のアンケートを実施したが、人気の高かった間食の品目は、2012年も変わらず、回答者の半数が「クッキー類」、「ケーキ類」、「プーラチキ（コッペパン）」などと答えている。その次に人気の高い品目は、ヨーグルト、カッテージチーズ（トゥヴァログ）、甘味類、チョコレートとなっている。

上記調査結果をふまえながら、本調査団が Romir に聞き取り調査を行ったところ、2008年-2009年の経済危機以降、給与額が上昇しておらず、2015年は給与減額者が増える見通し。こうした影響から、食品に費やす金額を減らす傾向が見える。2014年4月以降の消費者傾向として、貯金しない人が減少し、より安い金額の商品を求める人が増加している。一方で、消費者の食品の質に関する関心は高まってきており、テレビ等による公告が消費者の購買行動に及ぼす影響が増えてきているとのことだった。

#### II-4 (2) 日本産品に対する意識等について

JETRO が2014年12月に実施した「日本食品に対する海外消費者アンケート調査 ―モスクワ編―」によると、日本料理はイタリア料理に次ぐ人気を博しており、ロシアでは日本料理について好意的な意識を持たれていることがうかがえる。日本料理が好まれる理由は、「味の良さ」、「健康に配慮」、「安全性の高さ」の順に挙げられており、これら3要素を重視する傾向が分かる。好きな日本料理としては、約半数が「寿司・刺身」を挙げるなど圧倒的であり、「焼き鳥」と「ラーメン」が続いている。日本料理を含めた日本産品については、上記のように好意的なイメージが持たれているが、同調査結果からは、いくつかの課題も指摘されている。主な指摘事項は、「販売場所が限られている・わからない」、「価格が高い」、「安全性に不安がある」である。

上記調査結果をふまえながら、本調査団は現地調査期間中にモスクワ及びその近郊に在住の10代から50代のロシア人男女57人に対して、日本食材・食品・調味料（日本食材等）についてアンケート調査を行った。アンケート調査は、フェイスブックを用いて、調査団

が現地のコンサルタントと相談の上選んだ日本の料理、食材等について次の 4 つの質問について Yes か No で答える形で行った。

問 1 の日本食材等を知っているかとの問に対して、全員が「寿司」を知っていると回答し、関心の高さがうかがえた。認知度の高いもの（約 90%以上の認知度）は、「わさび（96%）」、「醤油（93%）」、「しょうが（がり）（89%）」、「米（日本米）（89%）」、「酒（88%）」であった。寿司関連のものが認知されていることが分かる。

問 2 として、これら日本食材等を知っていて、食べたことがあるかとの問いに対して、食べたことがあると回答した割合を見てみると、上記 6 品目（「寿司」、「わさび」、「醤油」、「しょうが」、「米」、「酒」）のほとんどが 90%以上食べたことがあった一方で、「酒」だけが 66%しか食べたことがないのは特徴的であった。

問 3 として、食べた結果気に入ったかとの問いに対して、気に入ったと回答した割合を見てみると、ほとんどが 80%以上の高い割合を示した一方で、やはり「酒」だけが 63%しか気に入らなかった点は特筆すべきであろう。

問 4 として、また食べてみたいかとの問いに対して、「しょうが（がり）」と「米」が全員がまた食べたいと回答したのを筆頭に「酒」を含めて 90%以上がまた食べたいと回答したことは、日本食材等はリピーターが多いことをうかがえた。さらに、問 2 で食べたことがあるという答えよりも、また食べてみたいと答えた人の方が多量のもの（すき焼き、和牛、なし、リンゴ、フグ、タラバ蟹）も見られたが、これは、まだ食べたことはないけど食べてみたいということを意味している可能性もあり、ロシア人が日本食についての少なからぬ好奇心を抱いていることを示している。

逆に、認知度が低かった日本食材等を見てみると、「こんにやく（5%）」、「機能性飲料（ウコンの力）（7%）」、「びわ（9%）」の 3 品目が認知度の低い日本食材等であった。「こんにやく」については、知っているとは回答した人に食べたことがある人がおらず、関心が低いことがうかがえる。

なお、日本食レストランで良く使用されているにもかかわらず、「ポン酢」の認知度が 12%だった点は、ポン酢を使った日本食が外食のみで、ロシア人家庭では食されていないことがうかがえた。

アンケートの集計結果を以下に示す。

ロシア人57人に聞いた結果 (%)

	問 1: 知っている	問 2: 食べたことがある	問 3: 気に入った	問 4: また食べたい
<b>1. 料理</b>				
すし	100.0	91.2	75.4	71.9
さしみ	71.9	43.9	36.8	35.1
てんぷら	71.9	52.6	47.4	47.4
しゃぶしゃぶ	38.6	28.1	28.1	28.1
すき焼き	50.9	38.6	38.6	40.4
お好み焼き	52.6	40.4	35.1	35.1
おでん	14.0	5.3	5.3	5.3
ラーメン	80.7	56.1	56.1	56.1
即席ラーメン	84.2	77.2	54.4	47.4
そば	68.4	56.1	52.6	52.6
うどん	61.4	47.4	47.4	45.6
ソーマン	70.2	61.4	49.1	49.1
焼き鳥	59.6	38.6	35.1	35.1
納豆	21.1	8.8	3.5	5.3
焼きそば	35.1	15.8	15.8	15.8
ウナギのかば焼き	47.4	31.6	28.1	24.6
おにぎり	64.9	29.8	26.3	26.3
ふりかけ	10.5	8.8	8.8	8.8
<b>2. 食品</b>				
酒	87.7	57.9	36.8	33.3
梅酒	63.2	47.4	33.3	29.8
焼酎	10.5	7.0	5.3	5.3
ウイスキー	22.8	14.0	7.0	7.0
しょうが(がり)	89.5	80.7	70.2	70.2
インスタントコーヒー	75.4	64.9	40.4	40.4
清涼飲料水	22.8	15.8	15.8	14.0
機能性飲料(ウコンの力)	7.0	3.5	1.8	1.8
日本茶	86.0	80.7	71.9	70.2
和菓子	50.9	40.4	40.4	40.4

スナック	21.1	10.5	10.5	12.3
<b>3.食材</b>				
のり	84.2	70.2	66.7	66.7
豆腐	77.2	52.6	38.6	38.6
こんにゃく	5.3	0.0	0.0	0.0
和牛	28.1	14.0	14.0	15.8
コメ(日本米)	89.5	80.7	75.4	75.4
鶏肉	84.2	77.2	73.7	73.7
豚肉	80.7	75.4	68.4	68.4
<b>4.調味料</b>				
わさび	96.5	87.7	71.9	70.2
醤油	93.0	89.5	77.2	75.4
ソース	49.1	35.1	26.3	26.3
味噌	59.6	40.4	36.8	33.3
酢	50.9	31.6	26.3	22.8
味の素	35.1	26.3	15.8	12.3
みりん	29.8	15.8	12.3	14.0
カレー	78.9	66.7	52.6	52.6
ポン酢	12.3	8.8	8.8	10.5
ニンニクソース	64.9	45.6	38.6	40.4
マヨネーズ	77.2	64.9	43.9	43.9
天ぷら粉	29.8	15.8	15.8	15.8
<b>5.農水産品</b>				
りんご	29.8	10.5	12.3	12.3
イチゴ	24.6	8.8	10.5	12.3
温州ミカン	24.6	8.8	10.5	12.3
スイカ	29.8	7.0	10.5	10.5
メロン	26.3	7.0	8.8	10.5
かき	64.9	47.4	38.6	42.1
なし	66.7	50.9	50.9	54.4
さくらんぼ	73.7	59.6	57.9	61.4
ぶどう	66.7	50.9	52.6	54.4
ビワ	8.8	1.8	0.0	3.5
長ネギ	64.9	49.1	42.1	42.1
ニンジン	75.4	64.9	63.2	61.4

ジャガイモ	73.7	61.4	59.6	61.4
さといも	29.8	7.0	5.3	5.3
長いも	19.3	5.3	3.5	5.3
まぐろ	80.7	59.6	52.6	52.6
かつお	73.7	56.1	49.1	49.1
いわし	70.2	52.6	42.1	42.1
あわび	33.3	7.0	5.3	7.0
なまこ	49.1	12.3	7.0	8.8
ほたて	63.2	28.1	17.5	19.3
鯉	71.9	36.8	29.8	29.8
フグ	56.1	1.8	1.8	5.3
タラバ蟹	57.9	24.6	22.8	26.3
イセエビ	38.6	5.3	5.3	7.0

このアンケートにより、ロシアでの日本食の認知度はかなり高くなっていることが確認できた。すし等の一部の食品では、「知っている」、「食べたことがある」と答える者の数が非常に多いものもあり、これらの食品はロシア人の食生活の中で一定の位置を占めていると考えられる。一方、「知っている」と「食べたことがある」の間には大きな差がみられるものが多いが、これは、ロシア人の間ではロコミ等により多様な日本食品についての情報は広まっているものの、実際にそれらを食べるチャンスは限られていることを意味している。アンケートではその理由については訪ねていないが、物理的な供給量が少ないこと、あるいは価格が多くロシア人にとっては禁止的な水準になっているからであろうと考えられる。

更に、食べたことのある中でほとんどが気に入った、また食べたいと答えている食品（問2と問3、問4のパーセンテージが同じか近いもの）は、食べた人の全部があるいは殆どがおいしいと感じている日本食品であり、おそらくロシア人の嗜好に合っているものであると考えられる。そのようなものとして、てんぷら、しゃぶしゃぶ、すきやき、お好み焼き、ラーメン、そば、うどん、やきとり、やきそば、おにぎりがあり、今後の伸びが期待できる食品でもある。

今回のアンケート調査は非常に短い期間で行われ、標本数も少ないが、異なった日本の食品に対するロシア人の好みの傾向がかなり把握できたと考えられる。

## 添付資料

## 現地調査（モスクワ）の概要

「食品産業グローバル展開インフラ整備委託事業のうち食品規格等準備調査（ロシア）」の実施のために、平成27年3月10日（火）より13日（金）にかけて、下記のように現地調査を実施した。

月日	時間	訪問場所	面談者
3月10日（火）	12:45	モスクワ着	
	17:00	在ロシア日本国大使館	郡健次参事官
3月11日（水）	11:00	調査会社 ロミール	Anna Sovetova (Project manager) Ksenia Payzanskaya(Account manager/Romir Panel)
	13:00	GOST 販売機関	
	14:00	GOST 管理機関	
	3月12日（木）	10:00	JETRO モスクワ事務所
	13:00	日本食レストラン「いちばんぼし」	岸本秀樹(Brand-chief)
	15:00	高級食品スーパー「Azбука Fkusa」	
	16:00	日本食材店「Nippon」	
	17:00	スーパーマーケット「Sejmoi Kontinent」	
	17:20	スーパーマーケット「Petyorochka」	
	18:00	スーパーマーケット「Metro」	
3月13日（金）	10:00	郵船ロジスティクス ロシア	西塚森 (Business Development Manager) 東城尚志 (Senior Manager)
	11:30	日本食品輸入業者 JFC EURASIA	Vitaly Kubishkin (Head of Horeca Sales Department)
	13:00	ロシア連邦消費者の権利擁護・福祉分野監督庁 (Rospotrebnadzor)	Natalia Vadimovna Andriyashna (権利局長) Gennadii Evgenievich Ivanov (衛生管理部門長代理)

			<p>Stepanov Vladimir Sergeevich (放射能衛生管理局長)</p> <p>Merklina Larisa Aleksandrovna (国際協力局学術保障及び国際 事業部門主任専門家)</p>
	18:55	モスクワ発	